

具体的な事例から学ぶ

～考えよう！自分のこととして～

No. 17

発行：山口県教育委員会

令和4年11月8日

1 テーマ「飲酒運転の根絶について」

飲酒運転は極めて悪質で危険な違法行為であり、決して許されるものではありません。本県でも、令和2年度以降、3年続けて飲酒運転による懲戒処分を行っており、大変憂慮すべき状況です。

コロナ過においては、自宅等で飲酒をする機会が増え、周囲の目がないために判断力が鈍る可能性が考えられます。また、最近はコロナ感染対策のための規制も緩和され、年末にかけて飲酒を伴う会合に参加する機会が増え、飲酒後に正常な判断ができず、飲酒運転をしてしまう危険性が高まることも考えられます。

「少しの量だから」「近くに行くだけだから」「時間が経っているから」「ひと眠りしたから」といった甘い考えやちょっとした気の緩みで飲酒運転をしてしまうことで、山口県教育への信頼を著しく損ない、さらには自他の生命を奪いかねない重大な事故につながり得ることを再認識しなくてはなりません。

2 事例 公立学校の教職員が飲酒運転等により懲戒処分となった他県の事例

事例1 時間が経っていても・・・

教職員Aは、前日午後11時から午前3時ごろまで自宅などで350ミリリットルの缶酎ハイ4本を飲み、午後2時ごろ自家用車を運転した。その際、一時停止違反により警察の取り調べを受け、呼気検査を行ったところ、基準値の6倍近い呼気1リットル当たり0.86ミリigramのアルコールが検出され、検挙された。

事例2 自転車でも・・・

教職員Bは、飲食店で飲酒した後、自転車で帰宅する途中に歩行者の男性と衝突し怪我を負わせたが、飲酒運転の発覚を恐れ、被害者への救護義務を怠り現場から離れた。目撃者の通報により、警察が当該職員を訪ね、呼気検査でアルコールが検出され、検挙された。

事例3 同乗者も・・・

飲食店で4人（うち3人が教職員）で飲酒した後、400メートルほど離れた別の飲食店に行く際、「近い距離だから大丈夫だろう」と考え、教職員Cが他3人を同乗させて運転し、駐車しようとした際に別の車に衝突した。運転した教職員Cはビールとハイボール計6杯程度飲んでおり、教職員Cは酒気帯び運転の疑い、他3人は酒気帯び運転同乗の疑いで検挙された（教職員3人ともに懲戒処分）。

3 飲酒運転がその後の人生に及ぼす影響等について

万が一、飲酒運転を行った場合、懲戒処分（免職または停職）だけでなく、刑事処分（懲役刑や罰金刑）、行政処分（運転免許の取消や停止）、被害者への賠償責任（交通事故を起こした場合）を負うなど、多大な処分等を受けることとなります。

たった一つの行為により、教職員としての信頼を失うだけでなく、自らの生活にも大きな影響を与えることとなります。

4 チェック☑ 飲酒運転を根絶するために、確認してみましょう

- たとえ微量であっても、飲酒したら絶対に車を運転しないという強い意志をもちますか。
- どんなにお酒に強い人でも、飲酒初期から判断力が鈍ることを理解していますか。
- 翌日の運転時間や体調に合わせて、飲酒の時間や量を自己管理できていますか。
- 休みの日やその前日でも適量飲酒を心掛けていますか。
- 少人数の飲み会であっても、帰宅の際の交通手段の確保について、事前準備や互いの確認をしていますか。
- 日頃から声かけを行うなど、「飲酒運転を絶対にしない。させない。許さない。」という雰囲気職場全体にありますか？